

福島原発避難者の医療費支援制度の継続を求める意見書（案）

復興庁は、2011年の東日本大震災に伴う東京電力福島第1原発の大事故の避難者に対してこれまで継続されてきた医療や介護の負担軽減策を段階的縮小・廃止の方針を固め、総選挙直後から関連自治体との協議に入っている。

現況では、第1原発の半径30キロ圏と避難指示や避難勧奨が発出された自治体の避難者に対し、医療・介護にかかる保険料や自己負担分の全額または一部を国費を投入して自治体が免除している。現在国保では2万3千世帯、介護保険では4万3千人が保険料を免除されており、必要な費用は年間250億円とされている。

復興庁の方針では、避難指示が17年4月までに解除された福島県内の11市町村を対象に、1年間の周知期間の後、減免の割合を段階的に縮小し、最終的には廃止するとしている。既にこの方針は、本年3月に改定された「復興基本方針」に「適切な見直しを行う」として盛り込まれており、福島県は6月に減免策の継続を求める要望書を提出し、双葉地方町村会、自民党福島県連も同趣旨の要望を続けているところである。

復興庁の調査では、避難指示が出た12市町村の医療費は、高齢化や長期避難の影響で事故前より4割も増加しており、今後も増え続ける見通しである。被災者の状況は、個人・家庭の事情や地域の復興度合により千差万別であり、帰還できない住民も多い。一人一人に寄り添った支援こそが喫緊の課題であるにも関わらず、避難指示が解除された区域の住民に対し、一律に減免制度の縮小・廃止を強行することは許されない。政府においては、「子ども・被災者支援法」の理念に立ち戻り、本制度を継続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条に基づいて提出する。

2021年12月21日

千葉県議会議長

内閣総理大臣

復興庁長官 宛

厚労大臣

環境大臣